

原 議 保 存 期 間 1 0 年
(平成31年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警 察 庁 乙 生 発 第 3 号
平 成 2 1 年 3 月 2 6 日
警 察 庁 次 長

警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について(依命通達)

警備業法(昭和47年法律第117号)第17条第1項の規定に基づく警備業者及び警備員(以下「警備員等」という。)の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の制定に当たっては、都道府県相互間の統一を図るため、「護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について(依命通達)」(平成15年2月27日付け警察庁乙生発第2号)に定める基準を参考とすることとされてきたところであるが、このたび、警備業務を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、別添のとおり新たな基準を定めることとした。

各都道府県警察にあっては、地域的特殊性を考慮しなければならない等特別の理由がある場合を除き、新たな基準を参考として都道府県公安委員会規則の改正を行うなど所要の措置を講ずるとともに、護身用具の携帯等に関する警備業者の監督に関し、遺憾のないようにされたい。

また、都道府県公安委員会規則の改正により警戒棒又は警戒じょうの規格に係る制限が強化される場合には、特別の理由がある場合を除き、都道府県公安委員会規則を改正する規則(以下「改正規則」という。)の施行の際現に警備員等の携帯に供されている警戒棒又は警戒じょうのうち、新たな基準における規格に係る制限を満たさないものについては、改正規則の施行の日から10年間は、改正規則による改正後の都道府県公安委員会規則によるものと同様に携帯することができるよう経過規定を置くこととされたい。

なお、「護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について(依命通達)」(平成15年2月27日付け警察庁乙生発第2号)は廃止する。

命により通達する。

別添

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準

第1 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- 1 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- 2 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- 3 刺股
- 4 非金属製の楯
- 5 1から4までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

第3 警備業者及び警備員は、第2に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

- 1 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）
 - (1) 空港
 - (2) 原子力発電所その他の原子力関係施設
 - (3) 大使館、領事館その他の外交関係施設
 - (4) 国会関係施設及び政府関係施設
 - (5) 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水所その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他こ

れらに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

- (6) 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

- 3 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

別表1 警戒棒の制限（第1の1関係）

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表2 警戒じょうの制限（第1の2関係）

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下